

●京都府議会 2008 年 12 月定例会で日本共産党の議員が行なった一般質問と答弁の概要をご紹介します。

もくじ

原田 完 . . . 1

山内よし子 . . . 6

梅木 紀秀 . . . 11

**12月定例会一般質問**

**原田 完（日本共産党、京都市中京区）2008 年 12 月 8 日**

【原田】日本共産党の原田完です。通告にしたがい知事ならびに関係理事者に質問いたします。

**中小業者の思いをどう受け止めているのか**

【原田】最初に経済問題についてお伺いします。

11月17日に京都府中小企業団体中央会の「経済危機突破中小企業緊急大会」に約1000名が参加され、金融危機のもとで苦しむ中小企業に対する支援を訴える切実な声と投機マネーなど「虚業」に対する怒りが発言され、大会決議として次のことが確認されました。

要約しますと、第一に中小企業や農林水産業などの「実業」に対する振興策の抜本的な強化を求める。第二に直面する金融危機から中小企業・地場産業を守るため金融対策の一層の拡充と実効性を確保するための措置を講じること。第三に地方経済の再生を図る、地方交付税の大幅増額対策。第四に行き過ぎた投機抑制、「実業」振興の対策を。第五に拙速な消費税の税率引き上げ論議を行わないの五点です。ここには中小企業をやむにやまれぬ思いと怒りの声が集約されています。

この大会決議には、アメリカ追随、新自由主義のもと、市場万能論の市場原理主義、規制緩和に対する厳しい批判と自民党・公明党政権の政治責任が大きく問われていると思いますが、知事は、このような中小企業者の思いをどのよう受け止めておられるのかお聞かせください。

**セーフティネット業種指定拡大**

**原油・原材料高騰対策特別融資は延長を**

【原田】中小企業を取り巻く経営環境はこれまでにない厳しいものになっています。

アメリカから始まった金融危機は、世界中に広がり、実体の無いまさに「ばくち経済」（カジノ資本主義）が破綻したことを示しています。工業も農業も商業も飲食・サービス業と全ての産業に壊滅的打撃を与えてきました。

このように厳しい状況下にある中小企業への支援が何よりも求められる時だからこそ京都府が中小企業を守る事に本腰を入れ、緊急雇用対策のように仕事起しの取組み、資金援助の制度融資拡充など支援強化等の努力が求められています。

そこで伺います。12月補正予算で中小企業緊急資金対策融資の創設が提案されていますが、セーフティネット安心借換よりも0.1%の金利を引下げた有利な制度による中小企業支援は歓迎するものです。しかし

業種が限られています。全業種が指定されるように国に求めるよう要望しておきます。

原油・原材料価格高騰対策等特別支援制度はセーフティネット5号認定がなくても、活用することができる有利な制度として、利用され、その実績は786億7900万円と全融資額の56.1%を占めるまでになっています。

特別融資制度は3月末までの特別制度ですが、今議会の補正予算で出されている中小企業緊急資金対策融資の創設とあわせ、より多くの事業者経営支援の制度となる原油・原材料価格高騰対策等特別支援制度の融資を引き続き存続させることが、厳しい経営環境に鑑みても必要ではないでしょうか。この融資制度は5号認定にならない業者であっても、活用できるものであり、名称等に関わりなく融資制度の内容を継続し拡充を図ることを求めますがいかがですか。

## 制度融資の返済猶予期間の延長を 納税要件の緩和を

**【原田】**知事は代表質問で我が党西協議員の質問に、厳しい経営環境で返済金額を圧縮し低く抑えることが重要。返済猶予期間の延長には必要性が無い旨の答弁をされましたが、新製品の開発や新分野や新業態への展開を行うには、3年程度の猶予期間は当然必要です。

私どもが事業者を訪問し要望を伺う中で、「ITバブル崩壊のときには1年半から2年近く、受注ストップで大変な苦勞をした。新製品や新分野の開拓を、経営的に軌道に乗せるためには、3年程度の猶予期間があれば思い切った計画を作ることできる」「猶予期間が長ければ、先の希望を持って、新たなチャレンジも出来る。」とお聞きしました。これは多くの事業者の思いです。事業計画の必要に応じて、融資返済据え置き期間を最長3年にすることは、厳しい経営実態の下で奮闘されている中小企業への支援、次への展望の灯をともしすでも必要な措置と考えますがいかがでしょうか。

同時に現在の制度融資の申し込み条件に納税の完納が要件となっていますが、中小企業支援の大きな役割を果たす制度融資として、納税要件の緩和を計る事によって、厳しい経営環境下での中小企業支援として納税計画提出等で申し込み要件と見なすようにしては如何ですか。

## 地元企業優先での発注の要請、仕事受注確保と紹介を

**【原田】**輸出関連大企業は景気動向対策で、まさきに下請け企業や派遣など非正規雇用労働者に犠牲に強いています。大企業は自らの儲けは確保しながら、下請けを無慈悲に切り捨てるやり方では、ものづくりの土台が壊れ、地域が壊されます。大企業に下請け企業を守り育てる社会的責任を果たさせ、ここにストップをかけることがどうしても必要です。知事は京都府にある大手企業に社会的責任を果たすように強く求めるべきです。

さらに地元企業優先での発注の要請、仕事受注確保と紹介を京都産業21とも協同して、さらに積極的に取り組むべきではありませんか。お答えください。

**【知事】**原田議員のご質問にお答えいたします。中小企業団体中央会の緊急決議についてであります。この決議において、マネーゲームをはじめとする本来の産業とかけ離れた資本活動が生産活動を基礎として、額に汗をして働くものが報われる、そうした実業の日本を取り戻すことが、今何よりも重要であるというご要望を頂いたものと思っている。私自身も自分のマニフェストの中で、京都のこれからの価値としてマネーゲームではなく、ものづくりの大切さを取り戻すべきと訴えている。

アメリカ発の金融バブルの崩壊によって引き起こされた今回の問題において、本当にものづくりに真剣に取り組んでいる京都の産業や働く人たちが危機に陥り、急速に今、景気が悪化している状況に鑑みますとやりきれない思いに私も陥るわけであります。ただ、こうしたマネーゲームによって作りだされていた需要というものもありますので、私たちは実経済における企業倒産というものをしっかりと受けとめて、これから行き過ぎた縮小経済にならないように、努めて行かなければならないと思っている。冷静な判断の中で本当に日本の経済というのが、実体経済上しっかりと盛り上げていくということを踏まえていきたいと思います大変なことになるのではという気がしておりますので、これからも事業者の方々の声を受け止めて全力をあげて支援していく覚悟であります。

原油支援融資制度については、10月末からの緊急保証における大幅な不況業種拡大により、府内の6割を超える中小企業が保証となっておりますが、未だ指定されていない企業の深刻な資金繰りを支援するために、来年三月まではこの特別の制度で支えていきたいと思っている。四月以降の取り組みについては次の対策を検討していきたいと考えている。

制度融資の据え置き期間の延長については、代表質問でお答えしたとおり、結果的に月々の返済額が多くなるという課題もありますので、今回新たに長期かつ低利な特別な融資制度の設立をお願いしているところでもあります。制度融資の利用に当たりましては、納めるべき府税の滞納がないことを要件としておりますが、これは低利の融資で支援する融資制度の原資は、府民の皆さんからお預かりした税金でまかなっているということも考慮に入れてお願いをしているものと考えています。

**【商工労働観光部長】**下請企業の需給確保についてであります。すでに大手企業に要請を行なっている他、京都産業 21 において、常日ごろから府内中小企業の仕事の斡旋に努めているところ。厳しい経営環境を踏まえ、先週は愛知県で展示会を開催し、来年 2 月には、地元大手企業の参画を得てビジネスパートナー交流会を開催するなど、地元下請企業の受注機会の拡大に向け積極的に行なっている。また、9 月補正予算でお認めいただいた受発注企業が共同で原材料の購入や物流交流化等に取り組み、その利益を親企業と下請企業の双方に享受できるようなパートナーシップ強化事業にも取り組んでいるところであります。今後とも中小企業の技術力や販売力の向上を計るため支援を行ない、競争力を高めるために試作センターなどを活用し受注機会の拡大に努めていく考えであります。

**【原田】**ご答弁をいただいたが、いま内需拡大の問題が大事。これまでの外需拡大の問題がこういう事態を生んでいる。その点でも京都府としても積極的な役割を果たしていただきたい。

同時に、新規事業を軌道に乗せるには、一定の助走期間は必要です。知事は返済額を低く抑えることを言っておられたが、軌道に乗る前に返済期間が始まれば、やっぱり申し込みを躊躇してしまう。返済額の圧縮も必要だが、返済猶予期間の延長も新規事業に望むときには必要です。再考の思いはないか、もう一度お答え願いたい。

さらに納税要件の緩和についてですが、厳しい経営環境のもと心ならずも滞納という者・業者は多くいます。神奈川県保証協会では納税要件の見直しが言われていますし、京都府下の城陽市では納税計画書提出で融資の受付と改善しています。京都府として納税要件の見直し、府民の税金を使っていますが、行う事が必要ではないでしょうか。再度お答えください。

**【知事】**私はやっぱり制度融資というものは、資金繰り対策などが中心になってまいりますので、今の要件の中で長期かつ低利の特別な融資制度の創設をお願いしている。企業などはファンド等も整備してまいりましたので、今年もコミュニティファンド等も整備してまいりましたのでそうしたものも活用していただけたらと思っている。

納税要件については、府民の皆さんからお預かりしている税金で融資を行なっている以上納税要件というものは満たしていただきたいと思っている。

**【原田】**再答弁をいただいたけれども、今回の不況は中小業者の経営責任でないところから始まっているときだからこそ、経営支援の特別対策として、返済猶予期間の延長や納税要件の緩和は必要であり、是非とも検討実施されるよう強く求めて次の質問に移ります。

## 西陣の技術継承に支援を

**【原田】**京都の和装伝統産業はご存知のように厳しい実態が続いています。西陣のダイレクトジャガード織機のメンテナンスと消耗品供給を行なっている中心的な機料店が 1 2 月中旬で廃業するとの挨拶状が送られました。この業者は西陣と丹後でメンテナンスしており、織機は西陣で 5 0 0 台ともいわれています。

事業継続を求める声に応え、この機料店はダイレクトジャガードのメンテナンス部門だけは、規模を縮小しながら継続をするようです。

西陣の機料店はあと数社ありますが、経営者が高齢化しており、後継者の問題もあり、いつまで経営が維持できるか不安だとの声もあります。もともと西陣の織機は最盛期には 1 3 0 0 0 台の織機を有していたが、現在は 1 5 0 0 台、実稼働は約 1 0 0 0 台弱と激減していると言われていています。京都の伝統工芸・地場産業の代表的産業である西陣織が厳しい局面にたたさされています。

この機料店の経営実態を伺うと経営意欲を失うような実態です。機料店の健全な経営維持には、新織機の導入する事により仕事の確保と材料確保の保障になります。メンテナンス機能が無くなれば西陣も丹後も織機を動かすことすらできなくなり、産地が崩壊してしまいます。

京都府として、機料店の果たす役割と現在の状況をどのように受け止め、どのように打開していこうとし

ているのでしょうか。お答えください。

京都市の旧染織試験場が移転し、西陣に行政による技術支援を行なう施設が無くなっていますが、西陣織工業組合からは旧染織試験場のサテライトとして、西陣織会館内に一部機能を移転してほしいとの要望もあるとお聞きします。

京都府として、伝統産業を守る上でも、現在の機料店のメンテナンス技術継承とメンテナンス事業維持の保障する役割を担った施設の設置に資金的支援も含め、京都市とも協力をして行なっていくかがでしょうか。

技術の継承と何よりも織機を安定的に稼働させることを行政がしっかりと責任を持ち支えていくことが必要ではないでしょうか。お答えください。

## 丹後ちりめんへの支援を 和装伝統産業を本格的に支援する決意は

**【原田】**11月26日に丹後ちりめんの求評会に行なってきましたが、どれも大変素晴らしい作品が展示されていました。丹後ちりめんの生産状況は、今年度目標が65万反ですが、60万反を下回るのではと言われていています。特に、丹後の精練の実態はきわめて深刻な事態となっています。生産反数の減少もあり、さらに燃料費の高騰、薬品の高騰、技術者の減少とあらゆる面で危機的状況にあります。精練加工がなければ織物は製品として流通させることはできません。

丹後のちりめんは丹後織物工業組合、峰山精練、浜詰の業者と主にこの3軒の精練業者が支えています。私は、深刻な事態にある精練加工業者への支援をこれまでからも訴えてきましたが、重油の値上がりや原材料である薬品等の高騰への直接補填を含めた経営支援施策を実施すべきではありませんか。

これまでから、京都府は市場の拡大・需要の拡大を図る以外にはない。そのための努力をしているとしてきましたが、市場も需要も縮小し続けてきているのが実態ではないでしょうか。

11月のはじめ、270年続いている室町の呉服問屋の社長さんとお話したとき、「行政が本気になって需要拡大を図る気があるのなら、少し大胆な提案だが、京都駅の改札口が伝統産業のミュージアムとなるようにし、多くの人が京都の伝統工芸を目にする機会を積極的に作り、その魅力と価値を知っていただけるような仕掛けをつくり、まず触れていただけるようにすることが必要では」といわれていました。

現在、京都での観光客の着物レンタルが大変好評だとお聞きしますが、全国から来る観光客など京都駅利用者が京都に第一歩を踏み入れたところに、京都の観光案内所機能も合わせもった大規模で総合的な伝統産業・伝統工芸品の展示と体験でき、その値打ちや魅力に触れる事が出来る場所をつくっては如何ですか。同時に生産に携わっている職人さんが安心して仕事に打ち込める環境を作るための支援を行うことが必要ではないでしょうか。京都府としての和装伝統産業を本格的に支援する決意はいかがでしょうか。

## 京都のプリント業界への支援を

**【原田】**次に、京都のプリント業界について伺います。現在、大手はほとんど倒産して、数社だけになり、従業員20～30人規模の中小の染色・プリント関連企業が頑張っておられるのが現状です。

京都のプリントは、歴史と伝統も含め、非常に高い水準を誇ってきました。ところが、企業閉鎖した大同染工、さらにこの夏に倒産した安政（時代）からの企業杉本練染のように、歴史と伝統のある企業、技術が消滅し、非常に残念な事態となっています。

繊維産業は厳しい状況のもとで、国の支援はきわめて不十分です。繊維構造改善事業の基金も取り崩し、川中支援事業も5年の支援期間も終了しましたが、その支援を受けていた京都起毛も残念ながら廃業となるほど業界は厳しい状況です。

今、洋装・プリントの高級品では、「京もの」が多くを占めていますが、業界はアパレルメーカーからは値下げ要求が突きつけられ、その一方で原油価格高騰、原材料の高騰の板ばさみで、厳しい経営状況に追いやられています。現在、生産の中心的役割を果たしている、中小のプリント業界各社や繊維問屋はぎりぎりのところで頑張っておられます。

京プリントは西陣、友禅、丹後ちりめんと共に京都府が育ててきた技術財産の一つとして地場産業の重要な一角を担う産業です。

そこで伺います。

現在東京で毎年実施をしている「京都スコープ」等の展示会が行われています。展示会の開催には新柄のデザイン起こし、見本作成でも1千万円以上の投資を必要とし、非常に大きな費用がかかりますが府の補助は100万円程度です。若手図案家の育成や展示会開催、新柄見本起し等への直接支援強化を行うことが必要

ではないでしょうか。

さらに、技術者の育成で本物の染色技術の継承発展へ支援強化が求められていますが、技術者の減少のもとで、コンピュータ技術を活用した、新しい技法や技術の導入も必要です。導入に際して、直接補助や長期低利の特別融資制度の実施を行ない、企業活動への支援を行うべきではありませんか

**【商工労働観光部長】**伝統産業の振興についてであります。長引く需要の低迷等により、西陣織を始め様々な産地で技術継承に欠かすことのできない道具や部品の入手が年々困難になってきたところである。このため、本年9月に国や京都市、京都の関係者とともに「京都伝統産業道具協議会」を設立したところであり、職人の方々の生の声をお聞きし、全国の産地とも連携して機料店の供給する織機部品をはじめとして希少道具、部品の確保や道具職人の支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えている。また、精練をはじめとして関係する企業者に対し原油価格高騰対策特別融資支援制度等により、積極的に経営支援をしているところである。さらに厳しい状況にある伝統産業の振興を図るため、すでに源氏物語千年紀巧みの技継承事業を始め、巧の公共事業等による職人さんの仕事作りに取り組んでいるところでもあります。観光客への伝統工芸の体験については、現地で本物を見ていただくことが大切なことから、公開工房等に取り組んでいるところがあります。平成22年春開設予定の総合観光案内所でも、府内に多くある伝統産業の展示施設を案内するとともに工房を案内し、本物の職人の仕事を見学し、体験していただけるよう取り組みを進める予定である。

京プリント業界の振興であるが、プリント染色業は京友禅の歴史に培われた優れた技術を有していますが、ファッショントレンドの変化や中国等との価格競争から厳しい状況にあります。そのような状況を打破し、京プリント業界の新しい発展をはかるため、日本図案化協会の展示会や京都プリント振興協会の実施する蓄積された優れた技術を継承するための事業、ファッション発信基地である東京での市場開拓を進めるためのテキスタイルPR展示会等にたいして支援を行なっているところである。コンピュータ技術の活用支援については、伝統的な技術手法による染色に取り組んでいる関係業界への影響も含め、十分な検討が必要であると考えております。また中小染色業の必要な道具については制度融資や設備貸与制度等により支援しているところである。今後とも厳しい状況が続く京プリント業界の振興をはかるため積極的に支援していく。

**【原田】**ご答弁をいただいたが、たとえば先ほど紹介した精練の関係で言えば厳しい状況であり、融資だけの対応を言われているが、西陣においても丹後においても精練の企業が成り立たなければ製品として成り立たないという、まさに要のところの事業であり、そこが苦しんでいるのでありしっかりと支援をお願いしたい。京プリントでも、残念ながら大きな主な企業がどんどん倒産している。さらに、中小のところも奮闘しているが、職人さんがその技術の維持まで知らないという事態が起きており、そのために十分に対応していない、仕事が来ても受けられないような状況も起きているのが現状。そこに対する、しっかりとした本物の技術の育成を図ることもお願いしたい。西陣や丹後、友禅の振興があつてこそ、精練業者や機料店の事業継続となります。新織機の導入ができるぐらいの京都での位置をつけていただきたい。同時に、伝統産業の業者の皆さんが京都府は本気で取り組んでいると実感するような、西陣丹後へのしっかりとした総合的で一体的な支援策を強く求めておきます。

## 木屋町の治安問題・風俗無料案内所の規制条例制定を

**【原田】**次に木屋町の治安問題・風俗無料案内所の規制条例制定について知事に伺います。12月の歳末警戒では知事も木屋町等の歳末警備の視察と激励に回られると思いますが、木屋町等では、風営2号飲食店いわゆる接客型飲食店が性風俗店まがいの営業する店舗について、警察の取締り等で適正化に努力がされているものの、一向に減少しない実態があります。さらに最近、一時期は減少していた「からす族」といわれるような若者がうろつき、路上でのキャバクラ嬢へのスカウトや客引きをする姿が目立ってきています。

このように繁華街の風紀を乱し、木屋町等の独特の風情を壊しているキャバクラ等の営業を支えているのが風俗店無料案内所です。

風俗店無料案内所の対策には京都市も看板設置等を規制し、厳しく指導が行われています。京都市とともに、規制の権限と責任を持つ京都府が積極的役割を果たすことがまさに求められます。

警察庁の繁華街浄化作戦の一環として、祇園木屋町特別警察隊が発隊し活動強化が行われてきました。繁華街の浄化を進めることは、国際観光都市京都にとって重要であり、府の責任です。警察庁の方針からしても、風俗店の無料案内所の規制条例制定は必要ではないでしょうか。

大阪府では風俗店無料案内所規制の条例がすでに施行され、さらに風営法に準じた条例改定が提案され規

制を強化しようとしています。京都では、出会い喫茶では厳しい規制強化をかけましたが、風俗店無料案内所にはなんら対応しようとしていません。早い段階での対策こそが風紀や治安の確保には最も有効な対応策ではないでしょうか。

知事は出会い系喫茶規制を件数の多少の問題でなく、青少年が事件に巻き込まれる事を防ぐ目的で条例の規制強化を実施されましたが、風俗無料案内所規制に警察はこれまでから、件数が少ないから等々を理由として条例制定には消極的な姿勢です。風俗店無料案内所は風俗店の経営を直接支援し、営業活動の一部を担っているものであり、大阪府と同様に風営法に準じた規制する条例制定を行うべきではありませんか。お答えください。

**【警察本部長】**風俗案内所の現状であります。本年10月末現在で、木屋町地域におきましては26店舗を把握しております。警察官が各営業所に赴きまして客引きや卑猥な宣伝などをしないよう指導し、同内容の誓約書を徴収するとともに、悪質な行為等については風営法で検挙するなど厳正に対処している。また京都市と連携して、風俗案内所の違法看板を撤去させるなど環境浄化に努めているところである。ご質問にあった大阪府の条例改正についてであるが、その改正の背景としては200店舗を超える風俗案内所が乱立し、条例施行後も卑猥な行為を売り物にする風俗店の案内や代金の交渉、客の送り届けなどを行っているという営業実態にあると聞き及んでいる。この種の営業の動向については重大な関心を持って今後とも実態把握や要望聴取に努めるとともに、他府県における同種条例の運用状況や内容、その効果などを総合的に勘案し条例制定の可否を考えていきたい。

**【原田】**地元住民や料飲業者、様々な住民組織が、木屋町の安心・安全と浄化を目指して、毎月2回夜間パトロールを実施して7年目になっている。地元住民からは、風俗無料案内所の規制条例の要望は非常に強い。このように努力している地元の願いにぜひ積極的に応えていただきたい。軒数の問題ではなく、治安をどう守るのか、知事のいう安心安全をどう守るのか。ご努力をいただけるように要望して私の質問を終わります。

## 山内よし子（日本共産党、京都市南区）2008年12月9日

### **母子家庭への支援策について**

#### **国に対して児童扶養手当の改悪撤回をもとめよ**

**【山内】**日本共産党の山内よしこです。通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に伺います。

最初に母子家庭への支援策について伺います。

母子家庭の置かれている状況は、児童扶養手当の削減や生活保護の母子加算の削減など、福祉施策の後退と、さらに経済状況の悪化の中で、大変厳しさを増しています。社会的弱者である母と子をどのようにして守っていくのか、政治の責任が問われています。

そこで児童扶養手当の削減問題について伺います。

平成18年度の京都府下に於ける児童扶養手当の受給者数は平成10年度と比べて1.5倍にふえて2万人をこえています。この間児童扶養手当の所得制限が改悪され、ハードルが高くなったにもかかわらず、受給者が増えているということは、事態の深刻さを現しています。

平成17年度の本府の調査においても、母子家庭の収入は72.5%が200万円以下であり、まさに児童扶養手当は母と子の命の綱です。ところが国はさらに児童扶養手当を改悪、平成20年4月より受給開始5年間で手当を半額にするとしています。しかし、全国でシングルマザーが「さらに寝る間もなく働かなくてはならないのでしょうか」と児童扶養手当を「削減するな」と声を上げ、京都府下でも児童扶養手当の改悪に反対する署名が7000筆分集められました。そうした中で、政府は「病気や障害があるなど、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がない人についてのみ半額に減額すべき」と事実上の凍結を決めました。

そこで知事に伺います。そもそも母子家庭の収入が一般世帯と比べてきわめて低額であり、児童扶養手当で子どもの教育費を工面している、という母子家庭がほとんどです。国に対して児童扶養手当の改悪を撤回するよう求めるべきと考えますがいかがですか。

## 生活保護の母子加算の削減問題について

【山内】次に生活保護の母子加算の削減問題です

生活保護の母子加算が削減されたために、母子の生活に大きな影響が出ています。

小学生と中学生の4人の子どもを持つおかあさんは、難病にかかって数ヶ月入院した後は、働くことができません。自宅で内職をしています。母子加算が減らされたために、1人で自宅で内職をされているときには、いっさい暖房を使わず、また昼食も「私1人のためには作りません。食べません」とのことでした。

「中学生の子ども2人は吹奏楽部に入っているが、年に1回演奏会に行くのにバス代などで1人5000円負担しなければならない。本当にぎりぎりの生活で、これ以上加算が減らされたらクラブ活動もできなくなってしまいます」とのことです。何が一番辛いですかと伺うと、「子どもに好きなものをおなかいっぱい食べさせてやれないこと」と語っておられました。

昨年9月議会で知事は母子加算の削減に反対するように求めるわが党の上原議員の質問に「最近国の動きは財政的な背景が多い」と指摘され、「最後のセーフティネットとし十分機能するように配慮することを繰り返し国に要請している」と答弁されました。しかし母子加算の廃止を撤回するよう、求めておられるのですか。生活保護の母子加算の削減を撤回し、復活するよう国に強く要望していただきたいと思いますがいかがですか。

## 母子世帯の心に寄り添った京都府の相談・支援体制の拡充を

【山内】次に本府の支援策について伺います。

第一に相談体制について伺います。夫の暴力で地方から逃げてこられたBさんは、2人の子どもをつれた、日に焼けた、ほがらかでたくましいお母さんでした。仕事も住居もなかったので生活保護を受けて住居を確保したいと思い婦人相談所に相談されましたが、「病気でもないのに生活保護は受けられない」と仕事を探すように言われました。困り果てて私のもとに相談にこられました。健康でも生活保護が受けられることをお話しし、私も一緒に保護申請に付き添い生活保護が受けられるようになって住居も確保することができました。すぐに仕事も見つけて働き出しましたが、病院で受診すると全身の状況が悪く、すぐに入院されたのです。このようにぎりぎりの状態で母子世帯となった方々の心に寄り添った相談と支援を総合的に行なうことが必要です。

本府の母子家庭の相談体制は、現在おもに自立支援、就労支援が中心です。

しかし実際に自立支援といっても、福祉制度も利用して生活の基盤を整え、借金があれば整理する必要も出てきます。病気を治し、また精神的な不安や子育ての不安にも対応する必要があります。

2010年には家庭総合支援センターが開設されます。センターでは母子家庭の相談にも十分に対応し、弁護士会や市町村と連携して住宅の確保や生活保護を含む福祉施策がしっかりと利用できるような人的体制をとる必要があると考えますがいかがですか。

第2に住居の確保についてです。

離婚した方の多くが困るのが住む場所の問題です。

「自立しようとしても民間は家賃が高く、府営・市営住宅の優先入居制度はあるものの、なかなか入れない。数を増やすとか民間の住宅を安く借りられたらと思う」これは本府の調査のなかで記された生の声です。また困りごとの中で住居と答えている方が5人に1人で、児童扶養手当の見直しや、経済的援助の項目と並んで、公営住宅の優先入居や住宅費の助成を求める声が多く見られます。

府営住宅の優先入居の枠を確保し、さらに府営住宅の建設を推進するとともに、民間住宅への家賃補助なども含めて、住まいの確保へ支援を強めるべきと考えますがいかがですか。

第3に就労支援についてです。

本府の調査でも母子家庭の方々の83%の方は働いておられます。しかしそのうちの約半数近い方が派遣や、パート、アルバイトで常勤雇用は30%にすぎません。

就職相談については本府の、北部と南部に母子家庭自立支援センターが設置されており、その運営を京都府母子寡婦連合会に委託しています。本府に設置されている自立支援センターは、年間約1000人の方が利用されていますが、今年半年間で95名の就職につないでいるとはいえ、なかなか正社員になることも難しい状況です。

今大切なことは生活支援を後退させることなく、お母さん方の「専門的技術を身に付けて働きたい」「社

会参加したい」という気持ちにこたえる就労支援を行なっていくことではないでしょうか。

センターを運営している、母子寡婦連合会の会長さんにお話を伺いましたが「相談者も相談員も本当に真剣です。生活がかかっているのですから」とおっしゃいました。そして母子家庭の自立にとって高度な職業能力や、技術を身につけることの必要性を教えてくださいました。

現在、母子家庭のお母さんが看護師や介護福祉士などの資格を取得するため、2年以上養成機関で学ぶ場合、最後の3分の1に相当する期間、月額10万3000円を支給する、高等技能訓練促進事業が国の制度として行なわれています。本府では利用者が年平均15名にとどまっていますが、もっと実態に即した制度に改善する必要があると考えます。そもそも、養成期間の最後の3分の1しか支援しないのでは、経済的に困窮している母子世帯は利用できません。国に対して養成期間1年目から高等技能訓練促進費を支給するよう、改善を求めるべきと考えますがいかがですか。

また同じく、受講料の4割で20万円を限度に訓練費用を支給する自立教育訓練給付金は、昨年10月から利用する人については受講料の2割で10万円の限度額に引き下げられています。ホームヘルパーの1級の資格を取ろうと思えばだいたい15万円以上の受講料が必要です。4割支給であれば自己負担は9万円でしたが2割支給になったために12万円も負担しなければなりません。

安定した収入を得たいと願う母親は多く、そのためにも資格や技術の取得は切実な願いです。自立教育訓練給付金について支給割合と支給限度額の引き上げを国に求めるべきと考えますがいかがですか。

**【知事】**母子家庭対策について、京都府が実施した実態調査においても、母子家庭は経済、養育等様々な課題を抱えており、児童扶養手当や母子家庭奨学金等経済的援助に加え、自立にむけた就労支援や子育て支援等、総合的対策を進めている。こうした中で、母子家庭の相談に適切に対応するために、各保健所にご指摘のように母子自立支援員を配置し、市町村とも連携する中で、子育て、就学や経済的問題等、生活に密着した相談に応じています。また、母子家庭等自立支援センターを昨年度から京都ジョブパークに移転させ、ハローワークと連携した、一人ひとりに応じた就労相談に取り組んでおり、今年度も既に140人を超える方々に新たな就労をお世話することができたなど、一定の成果を上げている。

家庭支援総合センターは、仮称ですが、こうした体制の上に、母子家庭に至る大きな要因となるドメスティックバイオレンスの相談や支援を行なう婦人相談所や母子生活支援施設、子どものしつけ等の相談に応じる児童相談所の機能を融合させることにより、従来の体制ではできなかった家庭全体の問題を専門的な立場から多角的に対応できる総合相談機関として設置していきたいと考えている。今後は、家庭支援総合センターが相談の中核組織となり、市町村、保健所、京都ジョブパーク、民生児童委員等、母子家庭にかかる関係機関との連携を図ることにより、相談支援のネットワークの強化を図り、母子家庭の総合的な相談体制の充実につとめていきたい。

**【健康福祉部長】**児童扶養手当については、国においてはこの間、所得段階に応じた支給額の設定や、5年以上の受給者に対する一部支給停止措置などが行なわれてきたが、京都府においては、これまでから機会あるごとに、母子家庭の実態をふまえた制度の充実と運用を要請してきた。こうした中、本年4月からの一部停止措置は実質上凍結されたところであり、市町村とも連携して対象者に対するきめ細かな周知説明を行い、ほとんどの方が引き続き受給されている状況にある。今後とも国に対し、公的年金との併給緩和や所得制限額の引き上げ等、児童扶養手当制度の充実を図るよう要請していきたいと考えている。

生活保護については、最後のセーフティネットとして機能するよう、財政的観点だけでなく、受給者の実情をふまえた制度となるよう予算要望をはじめ機会あるごとに国へ要請してきたところであり、今後ともこの観点から国に働きかけていきたい。

府営住宅については、一般入居募集とは別に、母子家庭等を対象とした優先入居枠を設けているところであり、今後とも応募ニーズをふまえ対応していくこととしている。また、府営住宅の整備については、京都府住生活基本計画において必要な供給目標量を定めて推進しているところであり、民間賃貸住宅については、この計画に基づき、利用者本位の視点で、的確な住宅情報の提供等、民間事業者への誘導を推進している。

高等技能訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金ですが、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金等と併せ、有効に活用して頂けるよう支援していますが、国に対し、制度の改善など母子家庭の自立支援にむけ引き続き要望していく。

**【山内】**家庭支援総合センターについては、検討中だと思うが、ぜひ人の配置、体制強化ということはしっかりとして頂きたいと思います。現在の体制を統合するだけでなく、部局横断的に動ける人、そういう人的

配置を要望しておく。

母子加算の削減の撤廃、児童扶養手当の改悪の撤回については知事の答弁を求めていますので、もう一度伺います。児童扶養手当の改悪は、凍結されているが、凍結はいつ解凍してくるかわからない。その点では、就労意欲がないとみなされると半額にされる。今でも、手当が改悪されて、子ども一人を育てている場合、4万1720円が全額支給されるのは給与収入が130万円以下の人。月額10万3800円以下の人だけです。現在でも大変不十分だということですが、これをさらに改悪する。凍結されているが改悪されているので、改悪を撤回するようにぜひ求めて頂きたい。知事の答弁をお願いします。

母子加算の削減の問題ですが、実態をふまえた運用となるよう国に要望しているということですが、母子家庭の実態は母子加算を削減されたために特に中高生くらいになってくると、食べる量も増えてくるし、衣類や靴の痛みも激しい。「靴が破れても新しい靴をかってやるができない」ということで、本当に削減前も大変だったけれども、非常にお母さん方はいろいろ工夫をされて、パンの耳を油であげて砂糖をまぶしておやつにするとかやっておられるが、母子加算の削減でその努力も限界を超えている。母子加算の削減を復活するようにぜひ要望して頂きたい。実態をふまえた運用と言われるのなら復活を要望して頂きたい。

再質問は、知事に児童扶養手当の改悪について撤回するよう求めて頂きたいと思いますが、ぜひ答弁をお願いします。

**【健康福祉部長】** 児童扶養手当について、先ほどもお答えしたとおり、ほとんどの方は受給されているわけですが、単に運用でされているわけではなく、関係政省令によって今回の措置が講じられている。

生活保護については、先ほどもお答えしたとおり、財政的観点だけでなく、受給者の実情をふまえた制度となるよう繰り返し国へ要望しているところです。

**【山内】** 知事のご答弁を頂けなかったのは大変残念ですが、本当に、今、「弱い者いじめはやめてほしい」これが多くの府民の声です。ぜひとも国に対してしっかりと改悪を撤回するよう要望します。

## 原爆被爆者の援護施策について

**【山内】** 次に原爆被爆者対策について伺います。

広島・長崎に原爆が投下され63年が過ぎました。「核兵器のない世界」を求める運動は大きく広がり、毎年開催される原水爆禁止世界大会に、京都からも多くの代表が参加しています。京都の原水爆被災者懇談会も被爆者援護施策の充実と本府の平和に向けた取り組みの充実を求めて、毎年知事に要望活動を行なっています。

わが党議員団も先日、京都原水爆被災者懇談会と懇談を行ない、被爆者の方々や御遺族の思いを聞かせていただいたところです。被爆者の高齢化は進み、被爆者援護施策の充実と原爆症認定問題の解決はまったなしです。

現在被爆者手帳を持っておられる方は、2007年度末で約24万人ですが、原爆症の認定を受けている方は、約2200人と1%にも満たないのです。これは、これまで使用されてきた認定基準が古く、被爆の実態を反映しておらず、また近年の科学的根拠に基づくものとなっていないためです。

全国で行なわれている原爆症認定集団訴訟においては繰り返し被爆の実態に合わない認定制度の誤りが厳しく指摘されてきました。運動の広がりや裁判の結果を受け、ようやく今年4月から認定基準が緩和され、「新認定基準」による被爆者認定が始まりました。

南区にお住まいだった故大坪あきらは、原爆投下の翌日に広島市に入り19日間、救援活動に従事されました。その後高熱や倦怠感、内臓疾患で入退院を繰り返し、2004年に白血病の前症状である、骨髄異形成症候群と診断されました。その後2005年に原爆症の認定申請をされました。命にかかわる病気になって始めて認定申請を決意されたのです。しかし申請してわずか5ヶ月で他界され、その後却下の通知が届きました。奥さんが、夫あきらさんの遺志を受け継いで提訴されるなか、今年の5月ようやく、新しい認定基準が適用され、原爆症と認定されたのです。

このように多くの闘いの中、基準緩和で認定者は若干増えたものの、いまだに被爆者を一定の病気と距離や時間であらたに線引きをするため、また認定体制も不十分なため、多くの方が未認定になっています。

新認定基準では積極認定にならなかった小高美代子さんも、裁判に訴えて6年、ようやく今年5月、大阪高等裁判所で原爆症と認定されました。

被爆者は高齢化し、原爆症認定問題の解決に猶予はありません。全国では認定申請している被爆者のうち

本年10月末現在で7500人以上の被爆者の認定が放置されたままです。京都でもこの3年間で71名の方が申請し、8名の方が認定されていますが、残る63名の方の一刻も早い認定が望まれます。

そこで伺います。被爆者を一定の病気と距離や時間で線引きすることをやめ、被爆者の実態に合わない「新認定基準」を抜本的に見直すとともに認定審査体制を強化するなど、原爆症認定の早期全面解決を国に求めるべきと考えますがいかがですか。

また、被爆者援護法はこれまで日本国内の居住者にしか適用されず、海外に居住する被爆者は、被爆者手帳を取得したり、医療の給付を受けようとするときは、日本に渡航・居住して都道府県知事に申請しなければなりません。しかし、本年6月の改正により、海外でも申請ができるようになりました。しかし、被爆二世、三世を被爆者援護法の対象からはずす等しており、いまだに多くの不備があります。

被爆者援護法を国家補償にもとづく法律とし、また被爆二世、三世も対象としたものにするなど、被爆者援護法を改正するよう、強く国に働きかけるべきと考えますがいかがですか。

## 被爆者やその子どもの健診のための交通費・医療費負担軽減のために本府の支援を

【山内】次に被爆者の実態に寄り添った今日的な本府の支援について伺います。

1つ目は被爆者手帳の問題です。長年原爆の被害に苦しみ、そして残念ながら亡くなられたときには、被爆者手帳を返還しなければなりません。63年前に原爆が投下され、その年の内に22万人の方々なくなりました。「被爆者手帳はそのときになくなられた方々の分まで生きてきた証であり、被爆した証です。だから返還したくないのです」と御遺族の方が語られました。さらには返還することによって被爆二世の証明が困難になったり、また被爆二世の健康診断に手帳の記載事項も必要となります。

希望する方には被爆者手帳を返還しなくてもよいように検討すべきと考えますがいかがですか。

2つ目は被爆者の健診時の交通費負担についてです。

現在被爆者の一般健診や人間ドッグを受診するときに、交通費が支給されますが、タクシー代や急行・特急料金については支給されません。

85歳の丹後に住んでおられる被爆者は、年2回の一般健診は舞鶴市の日赤まで通っておられます。行きはバスの便も少なく、タクシー代も出ないため、西舞鶴駅から40分かけて歩いて病院に行き、帰りは駅まで病院の送迎バスを利用しています。それでも自宅と網野駅の間はタクシーを利用しなければならず、片道1000円もかかり、大きな負担となっています。厚生労働省の調査では平成19年度末の被爆者の平均年齢は75.1歳です。高齢化した被爆者が安心して健診を受けられるようにする必要があります。

国に対して交通費の補助の増額を求めると同時に、本府としてもタクシーが必要な被爆者に対して、京都市などが障害者に交付しているタクシーチケットの交付なども含め、交通費負担の軽減について検討していただきたいと思いますがいかがですか。

3つ目に被爆者の子どもの支援の問題です。

被爆者は御自身の健康不安と同時に、子どもたちの健康への影響が出ないかどうか、大変不安な思いを持っておられます。現在、被爆者の子どもへの支援としては健康診断のみです。

しかし東京都では、被爆者の子どもの医療費について、健康管理手当ての対象疾病で6ヶ月以上の治療を要する場合、医療費の自己負担分を補助しています。神奈川県でも「被爆者のこども健康診断受診証」を発行し、東京と同様に医療費の自己負担分を支給しています。

本府としても被爆者とその子どもが安心して医療にかかれるようにするため、被爆者の子どもに対する医療費の自己負担を軽減する措置をとられるように求めますがいかがですか。

【健康福祉部長】原爆被爆者対策について、京都府においては、従来から、被爆者救済の立場にたって、迅速な手帳の交付、人間ドッグや見舞金制度等、府独自の取り組みを実施する一方、こうした立場から関係府県とも連携し、国に対し被爆者対策の充実を求めてきた。国においても、原爆症認定基準の改善と、これに対応する審査体制の整備を図るとともに、在外被爆者にかかる手帳申請の簡素化等が進められつつあるが、関係者からは、さらなる対策の充実を求める声をお聞きしている。京都府としては、被爆者の高齢化という実態をふまえ、引き続き国に対し、運用も含めた認定基準の改善や審査の迅速化、さらに被爆二世、三世である子や孫への対応については、健康診断や医療も含め、被爆影響に関する調査研究の推進とその結果に基づく施策の充実など、被爆者援護法の理念に基づき、国の責任において総合的な被爆者対策を推進されるよう要望していきたい。

手帳については、被爆者本人限りのものであり、亡くなられた場合には、返還をして頂く必要があります

が、二世の方が、例えば健康診断を受診される場合には、被爆者台帳の活用により、ご不便をおかけしないように対応させて頂いている。

被爆者の健康診断時の交通費については、できるだけ身近な地域で受診して頂けるよう、医療機関を確保する中で、一般健康診断や人間ドックの受診の際に支給している。国基準を超える交通費に対しては府独自の積み増し措置も行ない負担の軽減も図っている。

【山内】国に要望して頂いているということでしたが、国は、認定問題の早期解決について、河村官房長官は、就任の記者会見で「一挙に解決の時」と言いながら、裁判で次々と控訴しておられる。大阪地裁は7月18日に原爆症認定近畿集団訴訟第二次グループについて、新たに4人を原爆症とする判決を出しましたけれども、それも控訴した。それから、札幌地裁でも原爆症認定の判決がでたけれども10月3日に国が控訴しているということで、兵庫県、大阪府、京都府、三重県の4府県で約50人の被爆者が認定申請を行っているのに結果が出ないことについて、国の不作為にあたるとして異議申し立てを行なっておられます。「生きているうちに解決してほしい」というのが被爆者の願いです。ぜひとも国に強く要望して頂きたいと思えます。

健診時の交通費負担ですが、健診が始まった当時と比べて、今、ずいぶん状況が変わっていて、被爆者の方々の高齢化が進んでいます。京都市では地下鉄やバスの運賃の減免制度をつくっていますが、年に3回の健診をしっかりと受けて頂くためにも、実態を把握して頂いて、ぜひ検討して頂きたいと思えます。

被爆者手帳の問題ですが、被爆者手帳を何故返してほしいのかということでは、私が質問の中で言いましたのは、これは被爆者として生きてきた証であるということ、やはり手元に置いておきたいという願いがあるわけです。大阪府が既に厚生労働省と協議をして、手帳は返還しなくてもよいという措置をとっておられます。希望があるわけですから、ぜひ、厚生労働省と協議をして頂いて検討して頂きたいと思えます。時間がないので要望して、今後、被爆者の方々の生の声も十分に聞いて頂いて、心の通うあたたかい援護行政をして頂くよう要望して終わります。

## **梅木紀秀（日本共産党、京都市左京区）2008年12月10日**

【梅木】日本共産党の梅木紀秀です。通告に基づき数点、知事ならびに関係理事者に質問します。

### **京都府発注工事における下請保護等の問題について**

#### **公契約条例を実現し、下請保護のルールづくりを**

【梅木】まず、京都府発注工事における下請保護等の問題について質問します。

今年5月に、税抜き予定工事価格1780万円の京都府の河川草刈工事を、A社が1110万円で落札しました。落札率62.4%で、かなりの低価格入札です。ところが、この草刈工事をB社が900万円で請け負い、さらにB社はCさんに「860万円で請け負わないか」ともちかけました。Cさんは、独立開業したばかりで、「今後の仕事確保のために」と赤字覚悟で、この草刈工事を引き受けました。Cさんは、B社から、出来高払いで450万円の中間支払いを受け、約束の10月末に工事を完了し、B社に残金を請求したところ、「機械のリース代や応援の作業員の賃金を相殺する」と一方的に残金400万円余の支払いを拒否されました。このため、Cさんが雇った作業員5人の賃金は未払いのまま、Cさんも自己破産せざるを得なくなりました。

Cさんは「元請のA社は数回、府の検査などに立ち合っただけで200万円、B社も450万円を確保している。こんなことが、府の発注工事で許されるのか」と府の担当者に訴えたのです。私も府の担当者から話を聞きました。そこで、この具体的事例を一つの例として、公契約のあり方について質問します。

まず、最低価格の設定についてです。府の河川の草刈工事の入札状況をインターネットで見ってみました。落札率が62.5%、58.9%、57%など、軒並み半額に近い価格で落札されています。草刈工事はほとんどが人件費です。積算単価で、草刈作業員の1日の賃金は1万3千円で、これを60%で落札すれば、1日の賃金は7800円ということになります。このような低賃金を前提にした低入札は、放置すべきではありません。トラブルの原因です。

府の担当者は、「建設工事など成果物がある場合は、質に関わるので最低制限価格を設けているが、役務の提供は、成果物がなく、草が刈ってあるという事実を確認すればいいので、最低制限価格を設ける必要は

ない」ということでした。役務の提供の場合、例えば「ゼロ円」で落札されても問題にならない、ということですが、それでいいのですか。労働者の低賃金や下請業者の保護の観点から、草刈工事などにも最低制限価格を設定すべきです。いかがですか。

次に、本件の場合、当事者のCさんが「丸投げだ」と訴えています。草刈工事の場合も「丸投げ」は許されません。「丸投げ」防止、あるいはそのチェックを府としてどのようにおこなっているのか、本件の場合の調査結果に基づいて、具体的にお答えください。

次に、府発注の工事において、下請業者を保護し、労働者の賃金を適正に確保することは、発注者である府の責任であると、私は考えます。ところが、本件について、府の担当者は、「労働者の賃金や下請保護については、所掌外。草刈作業が適切におこなわれているかどうか、を点検するのが、私どもの仕事だ」と答えました。府発注の工事をめぐって、業者間に紛争がおき、賃金の未払いや下請業者の自己破産という事態が発生しても、府の担当者は「業者間の問題であり、府はタッチできない」というのです。考えていただきたい。もし民間企業が発注した工事で同じことが起こった場合、知らん顔をするでしょうか。企業の信用にかかわる問題として、問題解決のために発注者としての責任を最大限、果たすのではないのでしょうか。ところが、府は知らん顔をする。これでいいのでしょうか。府発注工事の最終責任は知事にあります。知事も「府はタッチできない」とお答えになりますか。今後このようなことが起こらないように、公契約における下請保護、労働者保護のルールを定めることが必要だと考えますが、いかがですか。お答えください。

相談窓口がないことも問題です。建設業法の対象工事の場合、下請保護、賃金未払いの相談窓口もあり、紛争処理審議会に訴えることもできます。ところが、草刈工事は役務の提供ということで、建設業法の対象にはならないために、紛争処理の窓口がないのです。府発注の契約について、トラブルがあった場合、発注者責任をはたすための担当部局、相談窓口を明確にすべきです。いかがですか。

**【知事】** 下請保護等の問題についてですが、最低制限価格については低価格の落札により、契約が履行されずに発注者が損害を被ることがないように、地方自治法の施行令では当該契約の内容に適合した事項を確保するため、特に必要があると認められるとき、設定することができることとされている。草刈り等の業務については、履行の確保が容易に確認できることから、現在、最低制限価格は設けられていない。

建設工事における一括下請負については、建設業法そしていわゆる入札契約適正化法に基づき、禁止されている。工事の一部を下請させる場合、元請負人が自ら施工計画や安全品質管理など、施工の企画、調整及び指導を行ない、実質的に関与していることが必要とされている。この実質的な関与について、個々の工事については、工事現場の一斉点検や監督職員による節目節目での施工体制の点検の中で、確認するようにしており、建設業法が適用されていない草刈り等の業務についても委託契約書に一括下請負の禁止や関係法規の遵守義務を明記しており、建設工事と同様、施工体制の点検の中で確認を行ってきました。こうした点検を通じて、一括下請負の疑いが発覚した場合は、元請負人に対する調査、是正指導を行ない、さらに改善が見られない場合には、建設業法の監督処分や指名停止措置をとるなど、厳しく対応していきたい。

とくに、これからさらに景気が後退する中で、競争が激化することが予想されるだけに、下請保護や労働者保護の問題は、私も重要であると考えている。これは、公契約、民契約という問題ではなく、まさに、下請代金支払遅延等防止法や労働基準法等の関係法令が、京都府として発注者として遵守されるよう、発注者でもある京都府としては、契約関係者に対し、下請取引の適正化がはかれるよう研修等を通じて指導してきたが、さらに、元請や下請における契約書締結の普及方策やその確認のあり方についても検討するとともに、発注機関の窓口として問題が発生すれば、検査部門との連携のもとでしっかり対応していきたい。

いずれにしても、今後、雇用対策は非常に重要な局面を迎えるので、私どもは公共事業の適切な執行の確保、税の効率的な執行、そして雇用面の確実な確保の3点をふまえ、対応していきたい。

**【建設交通部長】** 下請保護にかかわる今回の事例についてですが、苦情の申し入れがあった後、元請負人と一次下請負人に事情聴取をしている。元請負人の現場代理人は、工程管理や完全管理などにたいして、関与しており、十分とはいえないものの、技術的な関与がないとまで断定できないことから、一括下請負とは言いがたいと考えている。

**【梅木】** 下請保護の問題で、いろいろと制度の説明をされましたが、そういう制度の下で、先ほど申したような形で不払い案件があるわけです。実際にそこで働いていた労働者が、二カ月分三百数十万円の支払いを受けることができないという状況が起こっている。そういう中で、京都府の工事でこれを防止することができない。そこに府の職員も関与できないと言っているわけです。こういう府の工事で、先に紹介したよう

な事例があったときに、知事はどういうふうにも、この下請や労働者の皆さん方を守るのか。今回の場合どうなのか、これからどうなるのかということについて、知事の考えをもう一度おきかせください。

**【知事】** 下請の問題ですが、これはやはり京都府が発注者として、下請代金支払遅延等防止法や労働基準法との関係法令がきちっと遵守されるように務めていかなければならないと私は考えている。したがって、研修等を通じて指導してきているが、さらに、元請、下請における契約書締結の普及方策や、そしてそれを発注者としてどういうふうにも確認をしていくか、その監視体制について至急検討を行ない、その中で、今後、事業の適切な執行、効率的な税の執行、雇用面の確実な確保が守られるようにも対応していきたい。

**【梅木】** 下請保護の問題は、研修に務めているとかいろいろ言われますが、実際に不払いの事態にあつて、府の職員に言いに行つたが、そここのところが解決に向けて府の職員が努力をしないという現実があるわけだ。先ほど紹介したCさんの場合には、自殺することまで考へて、大変だということだ、本当に家族そろつて大変なことになっているわけだ。そういう事実があるときに、発注者としてどういう責任を果たすのか。関与できないというふうにも府の職員が言っているわけだ。私は、関与できないと府の職員が言うならば、研修の問題ではなしに、関与がしっかりできるようなシステム、我々は「公契約条例」を提案しますが、そういうものをつくる必要がある。民間であろうが公契約であろうが、それはできるのだと言いますが、実際には、できてないではありませんか。だから私は言っているのです。これは、公契約条例をぜひつくるということで、低価格入札でこういう事態が広がらないようにということをも我々議会でもしっかりとチェックしていかなければならない。そのためにこの場所にいるのだということをも強調して、この問題については、また、委員会でも取り上げていきたいと思ひます。

## 住宅耐震改修助成制度のさらなる拡充を

**【梅木】** 次に、住宅耐震改修助成についてうかがいます。

昨年3月に策定した「京都府建築物耐震改修計画」では、2015年度までに住宅耐震化率を90%にするために、耐震改修助成制度で2万6千戸の耐震改修をすすめる計画です。ところが、昨年度の耐震改修助成の実績はわずか1件です。今年度、制度が改善されましたが、目標達成には程遠い状況です。なぜすすまないのか、今後どう促進していくのか、基本的な認識をお聞かせください。

耐震改修がすすんでいる自治体の例を参考に、私なりの提案をおこない質問します。

住宅耐震改修がすすまない原因の一つは、市町村の制度が整わない、ということです。市町村の財政負担が障害の一つになっているのではないのでしょうか。静岡県では、市町村に制度がなくても、県の助成制度が利用でき、その上に市町村が補助を上積みするという仕組みになっています。市町村が「耐震改修促進計画」をもち、補助制度をつくることはもちろん必要ですが、市町村に制度がなくても、府の制度を利用できるような改善も必要だと考へますが、いかがですか。

二つには、費用負担の問題です。耐震改修費用は、静岡県では1戸、平均180万円ということです。京都府の補助額は市町村と合わせて最高60万円ですが、横浜市では、一般世帯で150万円、非課税世帯で225万円です。補助額の増額で負担を軽くすることが必要です。また、建物全体の改修は費用がかかりすぎるという問題もあります。和歌山県では、評点が0.7以上になることを条件に簡易改修も補助の対象にしました。簡易改修を対象にしたことで、相談件数も増えたということです。また、東京の墨田区では、今より少しでも改善されることを条件に、さらに緩やかな簡易改修への補助を実施し、本年10月には、高齢者等の簡易改修の補助限度額を45万円に引き上げました。

京都市も、高齢者等を対象に、簡易改修やシェルター型を導入しましたが、京都府でも寝室や居間だけの部分改修や簡易改修を補助対象にすることを検討すべきです。また、補助額を増額すること、とりわけ、高齢者世帯等への増額を検討すべきだと考へますが、いかがですか。

三つには、建設業者の協力を得るということです。耐震改修がすすんでいる静岡県の担当者に聞きますと、業者の役割が大きいということです。

静岡県の昨年度の耐震診断の実績は4069戸で、1件3万円ですから、全体で1億2千万円の仕事です。耐震改修計画の作成費用は平均20万円で、実績1765戸、3億5千万円の仕事です。耐震改修工事の実績は1500戸で、1戸平均180万円で、27億円の仕事になっています。これだけでも年間30億円を超える仕事量で、耐震診断の結果、全面改築にする場合もあり、仕事確保のための業者の努力が、制度を普及、推進しているのです。

静岡県では、「耐震診断補強相談士」に登録した4329人の専門家が、耐震診断や耐震改修計画の作成に当たっています。さらに、「信頼できる大工さん」の登録制度があり、「良心的な耐震改修工事を行ないます」という誓約書を県に提出した業者の名簿が市町村窓口に置かれており、住民は、安心できる業者を選ぶことができます。

京都府でも、耐震診断費用の引き上げ、耐震改修計画への補助など業者の仕事おこしにつながるような制度の充実をおこない、安心できる業者の登録制度などをつくるべきだと考えますが、いかがですか。

## 住宅改修助成制度を実施し、小規模事業者の仕事おこしを

**【梅木】** 関連して、この際、緊急経済対策として、住宅改修助成制度を実施すべきです。かつて網野町や福知山市、京田辺市等で実施され、1000万円の補助金で2億円の仕事おこしになり、20倍の波及効果があることは証明済みです。かつて実施していた自治体の業者の間で、再度の実施を求める声が高まっているのは、効果が高いことの証明です。不況で仕事がない工務店や大工さんに歓迎されるとともに、耐震改修の促進にも結びつきます。府の事業として実施すべきです。考えをお聞かせください。

さらに、全国の自治体で、小規模工事業者登録制度を実施する自治体が広がっています。100万円以下あるいは50万円以下など小規模の工事や修繕について、登録した地域の小規模業者に発注する制度ですが、小規模業者の仕事おこしとあわせて、地域経済の活性化に役立っています。鳥取県や新潟県でも実施されています。京都府でも、小規模業者の仕事確保のために、ぜひこの制度を実施するよう提案しますが、いかがですか。

**【建設交通部長】** 住宅の耐震改修助成についてですが、昨年度創設した木造住宅耐震改修助成制度について、今年度使い勝手がよくなるよう、大幅な要件緩和を行ない、京都市を含め10の市町で制度化がはかられた。さらに来年度には世帯数ベースで97%まで確保できる19の市町で導入が見込まれるなど、着実に普及が進んでいると考える。

住宅の耐震化をはかるためには、府民と市町村、京都府がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であるため、京都府としては、残る町村に対し、早期の制度化について要請を行なうなど、まずは現行制度の普及をはかっていきたい。

あわせて、府民の皆様には住宅耐震化の必要性をご理解いただけるよう、さまざまな手段を活用しながら、啓発に努めていきたい。

次に、業者の登録についてですが、耐震診断や設計にたずさわる専門家の役割が重要なことから、木造住宅耐震診断士制度により、登録診断士と所属事務所のリストを紹介し、府民に情報提供を行なっている。また、今年度から、耐震補強設計費を補助対象とした。今後とも建築関係団体といっそうの連携に務めることとしている。

住宅改修助成制度の創設についてですが、京都府としては広域的な行政を担う立場から、住宅改良資金融資制度により対応している。また、第二次京都府営住宅ストック総合活用計画に基づく建替えや改善事業、地元業者の発注につながる小規模修繕等にも積極的に取り組んでいる。

改修業者の登録についてですが、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて全国規模でリフォームを支援するネットワークがすでに立ち上げられており、その活用と普及をはかっていくことが基本である。また、京都府でも建設業許可や経営自己審査等を経た企業による建設工事競争入札参加資格者名簿を公表しており、こうした情報も活用していただけるものと考えている。

**【梅木】** 耐震改修の問題ですが、一昨日の京都新聞の社説でも京都市の町家の例でしたが、費用が大変かかるということで部分改修もということが書かれていました。こういう制度の改善はいっそう必要だと思います。

それと、静岡県の例を聞いた場合に、やはり業者のもうけにつながるような制度の改善が必要であろうと思います。そういう意味では、不況で困っている業者の皆さん方が、耐震改修を宣伝してやりましょうということで仕事が起こるような業者の皆さんとの連携、そういう制度の改善、この点ではどうお考えかということをお聞かせいただきたいと思います。

**【建設交通部長】** 耐震改修について部分改修も含めて考えてはどうかというご質問ですが、先ほどご答弁申したように、まずは現行制度の普及にしっかり広げていきたい。

## 「淀川水系河川整備計画」について ダムに頼らない河川整備へ転換を

【梅木】最後に、「淀川水系河川整備計画」について質問します。

河川行政のあり方については、長良川の河口堰や吉野川の第十堰をめぐって、自然環境保護や流域住民の運動が全国的に広がる中で、97年に河川法が改正され、河川行政における環境保護や住民参加が位置づけられました。河川法の改正で、全国に設置された流域委員会の中でも、「淀川水系流域委員会」は委員が公募され、毎回100名近くの住民の傍聴があり、委員会後には傍聴者が委員に意見を述べることができるなど、「淀川モデル」として注目されていました。

ところが、近畿整備局は河川法改正の趣旨を踏みにじって、淀川流域委員会からの意見書の提出を待たず、時代の流れに逆行する「ダム建設ありき」の「淀川水系河川整備計画案」を公表しました。この近畿整備局の「河川整備計画案」について、4知事意見が出されましたが、大戸川ダムについては、「計画に位置づける必要がない」としたものの、川上ダムや天ヶ瀬ダム再開発計画については、近畿地方整備局の提案どおり建設に同意しています。4知事合意では、「特にダムについては、しっかり効果を検証しながら取り組みをすすめていく必要がある」と力説しておきながら、天ヶ瀬ダム再開発については、何の論証も、地元住民の意見を反映することもなく「有用というのが共通理解である」とし、川上ダムについても「水位低減効果を期待できることが流域委員会の報告でも述べられている」と流域委員会の意見を部分的に引用して、建設合意の根拠にしています。淀川流域委員会は、両ダム計画とも「水位を低下させるが」「その効果は限定的であり、緊急性は低い」とし、明確に「河川整備計画に位置づけることは適切でない」と結論付けているのです。京都府の技術検討会も、両ダムの建設については、「時間的な制約がある」として十分な検討は行なっていません。流域委員会の意見について、知事の見解をお聞かせください。

河川行政をめぐる経済社会情勢は、自然環境の保全、水需要の縮小、財政逼迫、計画想定外の豪雨の頻発等大きく変化しています。とりわけダム建設は、自然環境や生態系に不可逆的な影響を与えることから、「ダムに頼らない河川整備」への転換が求められています。淀川流域委員会の意見書は、「多くの人命が失われる危険性が大きいのは堤防決壊である」とし、「洪水をダムで貯留し、川に押し込める」これまでの洪水対策では、「想定以上の洪水が生じた場合、かえって決壊時の被害が壊滅的になる」と、人命を守ることを第一に、「脆弱な堤防の強化を優先的に実施する」ことを提案しています。また、ダムに頼るのではなく、森林や水田の保水能力を高めること、透水性舗装や宅地内透水枘の設置、霞堤や野越など先人の洪水エネルギーを分散して下流に流す知恵を生かすこと、河川周辺の土地利用・街づくり計画など総合的な流域対策をすすめることを提案しています。

現在、国・地方合わせて156箇所ダム建設が事業中で、事業費の総額は9兆円を超え、年間約3000億円がつき込まれ、残事業費は約4兆5千億円にものぼります。ダム建設計画をめぐっては、基本高水流量や水需要予測が過大に設定されたり、ダムの代替案とされる堤防補強等の工事費を過大に見積もったり、被害額の想定根拠が希薄であったり、説明責任が果たされないまま、「ダム建設ありき」の建設計画が強行されてきました。徹底した情報公開と住民参加が必要です。ましてや地方自治体の負担額が示されもせず事業がすすめられるというようなことは、全くの時代遅れです。過大な右肩上がり水需要予測の結果、全国で高い水道料金が住民を苦しめています。水需要予測の見直しと自治体間による水利権の調整が求められています。

旧態依然たる時代遅れの「ダム建設ありき」の近畿整備局の「淀川河川整備計画案」については白紙撤回を求め、情報公開を徹底し、住民参加で、時代の要請にあった「河川整備計画」の再検討を国に求めるべきです。いかがですか。以上の質問にお答えください。

【建設交通部長】淀川水系流域委員会の意見についてですが、10月16日に整備局に提出された「最終意見書」では、ダムの効果に関して防災部門の専門委員の多くがダム計画案も含む整備計画案の治水対策は、基本的に適切、妥当であると判断すると個別意見を述べており、流域委員会の中でも意見が一致しないまま最終意見が取りまとめられている。

なお、京都府の技術検討会では、すべての問題を独自に取り上げて検討することは時間的にも困難であったことから、各ダムの京都府域への効果や事業の優先順位など論点をしぼりこみ、集中的に検討してきたところであり、天ヶ瀬ダム再開発や川上ダムについては、十分な検討を行なった上で府域への効果があると認めているところである。

河川整備計画案の撤回及び再検討を国に求めるべきとのことですが、技術検討会や4府県知事合意の内容

は、京都府域の治水安全度を高める上で不可欠なものであり、市町村の意見を十分にふまえて京都府意見を取りまとめていくこととしている。白紙撤回を求めているかどうかのご質問ですが、それでは府民の安心安全は守ることができないと考えている。今後、国に対して宇治川、桂川、木津川の早期整備を求めていきたいと考えており、このことが府民の安心安全を守ることに繋がると確信している。

【梅木】淀川の河川整備計画についてですが、近畿整備局が示していないからですが、府の試算でも、府の負担が、天ヶ瀬ダム再開発には約67億円、川上ダムで47億円ということですから、合計で114億円。この費用を府民の税金で負担するというのが、妥当なのかどうか、ほかに方法がないのかどうかということについては、私は、技術検討会の検討は不十分だと思います。

先ほどもいいましたように、ダムが決壊したときに備えるぜい弱な堤防を一番にしっかりと補強していくということが優先順位だと思いますが、技術検討会で十分検討されているのかどうかという点について見解をもう一度お聞かせください。

【建設交通部長】ダムについて、十分な議論、時間をかけて検討したのかというご質問ですが、これも先ほどご答弁したように、まさに、天ヶ瀬再開発、川上ダムについては、十分時間をかけて市町村の皆様とも一緒に議論した結果である。

## 他会派の一般質問項目

2008年12月8日

桂川孝裕（創生・亀岡市）

1. 知事の政治姿勢について
2. 公益法人の認定審査について
3. 国道423号整備促進について
4. その他

秋田公司（自民・京都市南区）

1. 「農業ビジネスセンター京都」構想について
2. 伝統産業と顧客との接点について
3. ひきこもり支援について
4. その他

中小路健吾（民主・長岡京市及び大山崎町）

1. 弾力的な予算執行のあり方について
2. 広告事業の今後の展開について
3. 産業集積・企業誘致に関する基本的な考え方について
4. その他

尾形賢（自民・京田辺市及び綴喜郡）

1. 積極的な人材交流の拡充について
2. 介護・福祉サービスの人材確保について
3. 関西文化学術研究都市について
4. 暴力団員の公営住宅使用制限について
5. その他

2008年12月9日

多賀久雄（自民・宮津市及び与謝郡）

1. 緊急経済対策について
2. 過疎対策について
3. 漁業の操業規制について
4. その他

豊田貴志（民主・京都市山科区）

1. 中小企業に対する金融支援策について
2. 多重債務者対策について
3. 京都ブランドの振興について
4. 府立高校の食堂について
5. その他

国本友利（公明・京都市左京区）

1. ドクターヘリについて
2. がん対策について
3. ハザードマップと要援護者に対する取り組みについて
4. その他

2008年12月10日

佐川公也（民主・京都市西京区）

1. 国民文化祭について
2. 障がい者の支援について
3. ペットの飼養について
4. その他

村井弘（公明・宇治市及び久御山町）

1. 宇治川の安心・安全について
2. 内水氾濫対策について
3. 治水知識の啓発について
4. その他

渡辺邦子（自民・京都市伏見区）

1. 地域の活性化につながるフィルムコミッションについて
2. すべての人々の歯の健康について
3. 安心・安全なまちづくりについて
4. その他